



第 4 部

# 資料編

## 資料 1 第5次利根町総合振興計画策定経過

平成 29年度	9月8日～9月29日	第5次総合振興計画に係る住民アンケート調査の実施
	11月19日	第1回まちづくり住民ワークショップの開催
	12月3日	第2回まちづくり住民ワークショップの開催
	12月10日	第3回まちづくり住民ワークショップの開催
	1月9日～1月31日	施策検証の実施
	1月24日	町長ヒアリングの実施
	1月29日	第1回中学生ワークショップの開催
	1月30日	教育長ヒアリングの実施
	2月5日	第2回中学生ワークショップの開催
	2月19日	第1回振興計画策定委員会の開催 ○策定方針、各種町民参加の結果報告
3月28日	第1回振興計画審議会の開催 ○委嘱状交付、諮問 ○策定方針、各種町民参加の結果報告	
平成 30年度	5月15日	第1回専門部会(全体)の開催
	6月19日	第2回振興計画策定委員会の開催 ○第1次素案(第1部序論～第2部基本構想)
	6月25日	第2回振興計画審議会の開催 ○第1次素案(第1部序論～第2部基本構想)
	7月18日	第3回振興計画審議会の開催 ○第1次素案(第1部序論～第2部基本構想)
	8月8日	第3回振興計画策定委員会の開催 ○第2次素案(第1部序論～第2部基本構想)
	8月30日	第4回振興計画審議会の開催 ○第2次素案(第1部序論～第2部基本構想)
	10月3日	第2回専門部会(都市基盤・生活環境部会)の開催
	10月3日	第2回専門部会(福祉・保健・医療部会)の開催
	10月3日	第2回専門部会(町民参加・行財政部会)の開催
	10月4日	第2回専門部会(教育・文化部会)の開催
	10月5日	第2回専門部会(産業部会)の開催
	10月31日	第4回振興計画策定委員会の開催 ○第1次素案(全体)
	11月6日	第5回振興計画策定委員会の開催 ○第2次素案(全体)
	11月8日	第5回振興計画審議会の開催 ○第2次素案(全体)
	11月21日	第6回振興計画策定委員会の開催 ○最終案
	11月28日	第6回振興計画審議会の開催 ○最終案
	12月7日～1月8日	パブリックコメント(意見公募)
	1月24日	第7回振興計画策定委員会の開催 ○パブリックコメントの意見と対応、確定案
	1月31日	第7回振興計画審議会の開催 ○確定案、答申案
	2月6日	町長への答申
2月20日	町議会説明会	
3月1日	町議会定例会に上程(基本構想)	
3月15日	議決(基本構想)	

## 資料 2 利根町総合振興計画条例

○利根町総合振興計画条例

平成30年6月8日  
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、総合振興計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続きを定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もって将来にわたって魅力ある、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 まちづくりの指針となる総合的な計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町の将来像及び政策の方向性を定める基本的な考え方をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき実施する施策の目標及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業計画を示すものをいう。

(総合振興計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合振興計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合振興計画は、町の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画を策定又は変更するときは、総合振興計画との整合を図らなければならない。

(振興計画審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、あらかじめ、利根町振興計画審議会条例(昭和50年利根町条例第19号)第1条に規定する利根町振興計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(公表)

第7条 町長は、総合振興計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 資料 3 利根町振興計画審議会条例

### ○利根町振興計画審議会条例

昭和50年6月26日  
条例第19号

#### (設置)

第1条 利根町振興計画を審議するため利根町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ利根町振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

#### (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 町議会議員 5名以内
- (2) 知識経験者 4名以内
- (3) 各種団体等 4名以内
- (4) 一般町民 4名以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号のうちより委嘱された委員にあつては、その職を去ったときは、委員の職を失うものとする。

4 委員は、再任を妨げない。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

#### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が審議会の意見を聞いて定める。

## 資料 4 利根町振興計画審議会委員名簿

No	役職	氏名	区分	所属等	備考
1		船川 京子	町議会議員		
2		五十嵐 辰雄	町議会議員		
3		花嶋 美清雄	町議会議員		
4		新井 邦弘	町議会議員		
5		石山 肖子	町議会議員		
6		江口 秀幸	知識経験者	日本ウェルネススポーツ大学教授	
7	会長	本橋 康夫	知識経験者	まち・ひと・しごと創生推進協議会長	
8		岡 賢市	知識経験者	小中学校適正配置等調査検討委員会会長	
9		古宇田 卓	知識経験者	建築家・都市計画家	
10		片山 啓	各種団体	区長会長	平成30年3月31日まで
		市川 英夫		区長会長	平成30年4月1日から
11		二瓶 公男	各種団体	商工会長	平成30年5月31日まで
		矢口 浩一		商工会副会長	平成30年6月1日から
12		高野 美香	各種団体	親子ふれあいサークルぼこぼこ代表	
13	副会長	伊藤 義朗	各種団体	体育協会会長	
14		高橋 勝正	町民	公募委員	
15		中西 武文	町民	公募委員	
16		伊井 正徳	町民	公募委員	
17		大藏 優貴	町民	公募委員	

## 資料 5 利根町振興計画策定委員会設置要項

### ○利根町振興計画策定委員会設置要項

昭和62年7月16日

告示第2号

(設置)

第1条 利根町振興計画の策定について、必要な事項を協議するため、利根町振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 振興計画策定についての方針、基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (2) その他計画策定についての重要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 策定委員会の委員は、教育長及び各課等の長とし、委員長には教育長、副委員長には総務課長をもってあてる。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 策定委員会の補助機関として次の専門部会を置く。

- (1) 都市基盤・生活環境部会
- (2) 福祉・保健・医療部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 産業部会
- (5) 町民参画・行政財政部会

2 専門部会は、委員長が指名する職員をもって組織し、専門部会ごとに計画立案作業を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 会議は、策定委員会にあつては委員長、専門部会にあつては当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第6条 策定委員会は、振興計画策定に関し必要と認めるときは、学識経験者、関係行政機関その他関係団体等に対して、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(策定に関する施策の報告等)

第7条 委員長は、策定に関する事務の適正な運営を確保するため振興計画策定に関する状況、会議、施策の調査研究の経過を町長に報告し必要な方策を講ずるものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画課において行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 資料 6 利根町振興計画策定委員会委員名簿

No	職名	役職	氏名	備考
1	教育長	委員長	杉山 英彦	
2	総務課長	副委員長	清水 一男	
3	企画課長		飯塚 良一	
4	財政課長		武藤 武治	
5	税務課長		赤尾津 政男	
6	住民課長		金子 三千雄	
7	福祉課長		石田 通夫	平成30年3月31日まで
			大塚 達治	平成30年4月1日から
8	子育て支援課長		岡野 成子	
9	保健福祉センター所長		須海 満	平成30年3月31日まで
			狩谷 美弥子	平成30年4月1日から
10	環境対策課長		大津 善男	
11	保険年金課長		中島 頼明	平成30年3月31日まで
			川上 叔春	平成30年4月1日から
12	経済課長		大越 直樹	
13	都市建設課長		石川 篤	
14	会計課長		飯島 和代	平成30年3月31日まで
			佐藤 宏	平成30年4月1日から
15	議会事務局長		六本木 通男	
16	学校教育課長		寺田 寛	平成30年3月31日まで
			大越 克典	平成30年4月1日から
17	生涯学習課長		野田 文雄	
18	指導室長		直井 由貴	

## 資料 7 諮問・答申

### ○諮問

平成30年 3月28日

利根町振興計画審議会  
会長 本橋 康夫 様

利根町長 佐々木 喜 章

#### 第5次利根町総合振興計画について(諮問)

第5次利根町総合振興計画を定めるにあたり、利根町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。





## ○答申

平成31年2月6日

利根町長 佐々木 喜章 様

利根町振興計画審議会  
会長 本橋 康夫

### 第5次利根町総合振興計画について(答申)

平成30年3月28日付け、利企企第78号により本審議会に諮問のあった「第5次利根町総合振興計画」(案)について、慎重に審議した結果、この計画は適切であるとの結論に達しましたので答申します。

なお、町は次に述べる意見に配慮して、計画を着実に推進するようお願いいたします。

### 記

- 1 本計画の実施にあたり、計画に定められた将来像や基本方針、各基本施策・施策・主な取組内容をより多くの町民に周知するとともに、広く町民の理解と協力を求め、町民と行政の協働によるまちづくりに努めること。
- 2 本計画の推進にあたっては、町の行財政改革を推進し、財源の安定的な確保と財政運営の効率化に努め、目標の達成に向けて基本事業を着実に実施すること。  
また、社会経済情勢の動向、特に少子高齢化や今後見込まれる人口減少など、本町を取り巻く環境の変化を適切に捉え、優先度や有効性等を総合的に判断し、柔軟な対応に努めること。
- 3 本計画の進行状況については、多くの町民に理解してもらえよう、施策評価による進行管理について公表するなど、情報公開に積極的に努めること。

## 第5次利根町総合振興計画

発行日 平成31年3月

発行 茨城県利根町

編集 企画課

〒300-1696

茨城県北相馬郡利根町布川1841番地1

TEL 0297-68-2211(代表)

FAX 0297-68-7900

E-mail [kikaku@town.tone.lg.jp](mailto:kikaku@town.tone.lg.jp)